

住まいの近くで、職場の近くで、施設がいろいろ選べます。

毎日でも夜間でも小学生でも、事情に応じて預けられます。

預ける

教育・保育給付認定

認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育の利用には「教育・保育給付認定」が必要です。

教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。認定区分によって、利用できる施設や時間が変わります。
※新制度に移行していない幼稚園を利用する場合、認定は不要です。

1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望
(利用先) 幼稚園、認定こども園

2号認定 保育認定 (満3歳以上)

満3歳以上で、保育が必要
(利用先) 保育所、認定こども園

3号認定 保育認定 (満3歳未満)

満3歳未満で、保育が必要
(利用先) 保育所、認定こども園、
地域型保育

保育認定(2号・3号認定)を受けるには、次のいずれかに該当する必要があります

- 1 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- 2 妊娠、出産
- 3 保護者の疾病、障害
- 4 同居又は長期入院等の親族の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動(起業準備含む)
- 7 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる場合
- 10 その他、上記に類する状態として市町が認める場合

さらに、保育を必要とする保護者の状況によって、2種類に区分されます。

保育標準時間認定 主にフルタイム勤務を想定。1日最大11時間利用可能

保育短時間認定 主にパートなど短時間勤務を想定。1日最大8時間利用可能

※どちらも、それぞれの時間に追加して延長保育を利用できます。

施設利用の流れ

※具体的な時期や方法については、お住まいの市町にご確認ください。



①認定こども園・保育所・幼稚園

《認定こども園》

どんなとこ

就学前の子どもが幼児教育と保育を一体的に受けることができ、保護者が働いている、働いていないにかかわらず子どもを受け入れることが可能な施設が認定こども園です。また、保護者の就労時間に合わせて、延長保育や休日保育をしているところもあります。

利用方法は

各認定こども園又は市町役場の保育担当窓口で年間を通して受け付けています。

なお、4月からの入所申し込みは、前年秋頃から受け付けます。市町によって受付開始日が異なりますので、ご注意ください。

※土曜日の開所時間については異なる場合がありますので、ご利用の際は各園にご確認ください。

☎資料24ページ～

- 対象年齢 0～5歳児
- 開所時間 11時間を原則（延長あり）
- 教育・保育時間
保育を必要とする0～5歳児 8時間を原則
保育を必要としない3～5歳児 4時間を原則
- 保育料 0～2歳児は所得（市町村住民税額）によって各市町で保育料額が決められています。同時入所の場合は2人目半額、3人目無料となるほか、子どもの人数や所得によって保育料が無料又は軽減となる場合があります。3～5歳児は所得に関係なく無料。教材費・給食費等は別徴収。（一部例外あり）詳しくは各市町の保育担当課へお問い合わせください。
- 入所時期 教育や保育が必要となり申請したときから
- 休日 日曜と国民の祝日（休日保育実施施設を除く）、保育を必要としない子どもの場合は、長期休暇を設けている施設あり

※認定こども園は次のような類型があります。

- 幼保連携型：幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設として設置されているタイプ
- 幼稚園型：幼稚園が保育を必要とする子のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ
- 保育所型：保育所が保育を必要としない子ども保育するなどし、幼稚園的な機能を備えるタイプ

《保育所》

どんなとこ

仕事などで子どもの世話ができない保護者に代わって子どもを預かってくれ、日々の保育を通して、豊かな人間性を持った子どもを育てるところが保育所です。また、保護者の就労時間に合わせて、延長保育や休日保育をしているところもあります。

利用方法は

各保育所又は市町役場の保育担当窓口で年間を通して受け付けています。

なお、4月からの入所申し込みは、前年秋頃から受

け付けます。市町によって受付開始日が異なりますので、ご注意ください。

※土曜日の開所時間については異なる場合がありますので、ご利用の際は各園にご確認ください。

☎資料30ページ～

- 対象年齢 0～5歳児
- 開所時間 11時間を原則（延長あり）
- 保育時間 8時間を原則
- 保育料 0～2歳児は所得（市町村住民税額）によって各市町で保育料額が決められています。同時入所の場合は2人目半額、3人目無料となるほか、子どもの人数や所得によって保育料が無料又は軽減となる場合があります。3～5歳児は所得に関係なく無料。教材費・給食費等は別徴収。（一部例外あり）詳しくは各市町の保育担当課へお問い合わせください。
- 入所時期 保育が必要となり、申請したときから
- 休日 日曜と国民の祝日（休日保育実施施設を除く）

《幼稚園》

どんなとこ

子どもが、3歳になって、集団生活の体験や幼児教育を受けさせたいと考える人のために就学前教育をするところが幼稚園です。

利用方法は

4月からの入園申し込みは、前年秋頃から受け付けますので、各園にお問い合わせください。

なお、年間を通しての受け付けもしています。

☎資料33ページ～

- 対象年齢 3～5歳児
- 教育時間 原則4時間（幼稚園によっては、教育時間の前後子どもを預かる「預かり保育」を実施しています。）
- 保育料 幼稚園ごとに設定
月額24,500～35,500円
教材費・給食費等は別徴収（一部例外あり）
入園料が必要（一部例外あり）
10,000～35,000円
施設等利用給付認定を受けることで、保育料が月額25,700円まで無償になります。
※新制度に移行している幼稚園は異なる場合がありますので、詳しくは各市町の保育担当課へお問い合わせください。
- 入園時期 学年の始め（4月）
なお、満3歳の誕生日を迎えた時点で4月を待たずに入園できる制度あり。（実施等については各園へお問い合せ下さい。）
- 休日 日曜と国民の祝日、春・夏・冬期休み（土曜日が休みのところや、休日に「預かり保育」を実施している園もあります。）

ミニ情報

(一社)石川県私立幼稚園協会(全57園加盟)では毎年8月に金沢市民芸術村で未就園児対象イベント「幼稚園ってどんなところ?」を開催しています。詳細はホームページ(<http://www.isisiyou.or.jp>)をご参照ください。

また、金沢市内の各福祉健康センター相談窓口には幼稚園・認定こども園の詳しい内容を掲載した紹介ファイルを預けておりますので、園選びの際にご活用ください。園選びについては、協会事務局の電話でもご相談いただけます。

(月~金 9:00~17:00 / 076-222-9123)



②地域型保育

どんなもの

保育を必要とする0~2歳の子どもの20人未満の少人数で預かる、市町から認可を受けた事業です。少人数のため、きめ細やかな保育を受けることができます。

保育施設を新設する場所のない都市部や、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて実施されます。

☞資料33ページ

利用方法は

お住まいの市町へお問い合わせください。

③病児・病後児保育

どんなもの

子どもが病気になったり、回復が長引いたときなど、保護者が仕事やその他の理由で看病ができず、また、病気がしっかり回復するまで保育所へ復帰もできずに困ることがあります。

このようなときに一時的に子どもを預かってくれるのが病児・病後児保育で、県内では次の施設で行われています。

利用方法は

各施設で直接受け付けています。

〈利用料金〉

1日当たり 1,000~3,000円
(市町や施設によって異なり、1日) 又は時間単位になっています。

〈実施施設〉

(病児・病後児保育)

石川県立中央病院 病児保育室 ひよこ

金沢市鞍月東2-1 ☎(076)238-7868

金沢大学 病児保育室 たんぽぽルーム

金沢市宝町13-1 ☎(076)265-2990

健生クリニック 病児保育室 ほっとルーム

金沢市平和町3-5-2 ☎(076)241-9062

城北病院 病児保育室 はっぴ〜

金沢市京町20-3 ☎(076)253-0561

聖霊乳児院 病児保育室 せいれい

金沢市長町1-5-46 ☎(076)223-2980

松田小児科医院 ひまわりーむ

金沢市片町2-13-13 ☎(076)231-1260

横井小児科内科医院 病児保育室 こりすの里

金沢市菊川1-10-3 ☎(076)262-8551

金沢市立病院 病児保育室 さくら

金沢市平和町3-7-3 ☎(076)245-7330

恵寿総合病院 病児保育室 あんず

七尾市富岡町94 ☎(0767)52-3211

小松市民病院 こまつ病児保育ルーム

小松市向本折町ホ60 ☎(0761)23-2626

粟津診療所 なんぶ病児保育ルーム

小松市島町力20 ☎(0761)44-5581

市立輪島病院 病児保育室・病後児保育室

輪島市山岸町は1-1 ☎(0768)22-2222

珠洲市総合病院 病児・病後児保育室

珠洲市野々江町二部1番地1 ☎(0768)82-5479
(すずキッズランド)

加賀市医療センター 病児・病後児保育室 かもっ子

加賀市作見町リ36 ☎(0761)76-5179

さくら保育園 病児・病後児保育室

かほく市宇気イ1-1 ☎(076)283-7791

白山市病児保育センター

白山市倉光3-75-2 ☎(076)276-0050

くらやま保育園 あじさいルーム

白山市明島町中161-1 ☎(076)272-1382

みかわこども園 病児保育室 マハナ

白山市美川和波町北68 ☎(076)278-3119

能美市病児保育センター

能美市大浜町ノ35-1 ☎(0761)58-2277

キッズベース みどりがおか

能美市緑が丘11-49-1 ☎(0761)51-7775

ポニーボッシュ

野々市市横宮町16-9 ☎(076)248-7780

病児・病後児センターあわだ

野々市市粟田1-126 ☎(076)225-6026

金沢医科大学病院 病児保育室 すまいる

河北郡内灘町字大学1-1 ☎(076)218-8059

公立穴水総合病院 病児・病後児保育室 さくらんぼ

鳳珠郡穴水町字川島夕-8 ☎(0768)52-0511

(病後児保育)

野々市市子育て支援センター菅原

野々市市菅原町8-33 ※1 ☎(076)248-4634

※病後児保育を実施する認定こども園・保育所については、資料24ページ~をご覧ください。

※保育所等に通所中の児童が保育中に具合が悪くなった場合に、看護師が、保護者が迎えに来るまでの間預かる「体調不良児保育」実施保育所等についても、資料24ページ~をご覧ください。

※子どもの人数や所得によって病児・病後児保育の利用料が無料又は軽減となる場合がありますので、詳しくは各市町の保育担当課へお問い合わせください。

※1 野々市市子育て支援センター菅原は令和7年中に野々市市本町3-2-22へ移転予定。

④休日保育

どんなもの

認定こども園・保育所等は原則として、日曜・祝日は休日でしたが、サービス業などは日曜・祝日が忙しく、そこに勤める家庭のための保育が必要になっています。このため、認定こども園・保育所等が休日保育を行っています。

利用方法は

各実施施設へ申し込んでください。

☞資料24ページ~

〈利用料金〉

通常の保育料に含まれています。(日曜・祝日以外での代休対応)

⑤ 一時預かり

どんなもの

家庭で保育している方でも、保護者本人が病気のと
きや冠婚葬祭、あるいは習い事やリフレッシュした
いときなどがあります。このようなときに必要な時
間だけ一時的に子どもを預かってくれるのが一時預
かりです。

利用方法は

各認定こども園・保育所・幼稚園等で受け付けてい
ますが、一日の利用児童数に制限がありますので、
必ず事前に予約をするようにしてください。

☞資料24ページ～

〈利用料金〉

3歳未満児 1,000～3,000円/日

3歳以上児 1,000～2,200円/日

(市町や施設によって異なり、1日)
又は時間単位になっています。

ミニ情報①

21世紀美術館や近江町市場などの観光スポットや、
民間施設内でも一時預かりをしています。

●金沢21世紀美術館託児ルーム

火・水・木・日 10:00～18:00

金・土 10:00～20:00

☎(076)220-2815

●近江町いちば館ちびっこ広場

木～火 10:00～18:00

☎(076)260-6724

●駅西一時預かり施設おひさま一む

月～金 9:00～17:00

土・日・祝 8:00～18:00

☎(076)267-2330

※ドコモ金沢西都ビル1階にあります。

●中央地区一時預かり施設ほんわかる一む

月・水～金 9:00～17:00

土・日・祝 8:00～18:00

☎(076)241-9837

●金沢未来のまち創造館託児室

月～金 9:00～17:00

☎(076)280-3114

※駅西一時預かり施設おひさま一む、中央地区一
時預かり施設ほんわかる一む及び金沢未来のまち
創造館託児室は、金沢市在住の乳幼児のみ利用可。

ミニ情報②

〈小松市子ども預かりサービスステーション〉

通勤時間などの都合により、こども園、幼稚園、
保育所・園や放課後児童クラブへの送迎が難しい家
庭に対し、朝のこども園などへ登園するまでの時間
と、夕方の降園してから保護者が迎えに来るまでの
時間、お子さんを一時的に預かります。ステーショ
ンからは専用バスで、お子さんが在籍する各保育施
設等へ送迎し、日中は各施設で過ごします。

利用するには、小松市内在住の3歳～小学6年生で、
こども園等に入園(2号認定)又は放課後児童クラ
ブを利用している児童であることなど、一定の条件
があります。

〈問合せ先〉

小松市子育て環境課

☎(0761)24-8054



ミニ情報③

〈在宅育児家庭通園保育事業〉

通常、保育所や認定こども園での保育の対象とな
らない、家庭で保育している方の0～2歳の子ども
を、認定こども園において週2、3回の頻度で預か
り、入園児と同じ保育を行う事業です。

一時的に子どもを預かる「⑤一時預かり」と違い、
子どもを定期的に通わせることができます。

この事業を利用される場合、利用前後のアンケー
ト調査等にご協力いただきます。

利用方法はお住いの市町にお問い合わせください。

ミニ情報④

子どもの発熱など病気による保育所等への急なお
迎えで、保護者・家族が出張などでどうしても迎え
に行けないとき、お迎えサービスを行っています。
塾や通院も可です。

一時預かりは土日祝・時間外・夜間も対応可です。

〈問合せ先〉

一般社団法人クラブCoCo 子育てサポート ココナラ
金沢市横川2丁目 <https://coco-coconara.com/>

⑥ ファミリー・サポート・センター

どんなもの

ファミリー・サポート・センターは、保育所等の送
迎や一時保育などの育児援助を受けたい人と行いた
い人が会員となり、育児に対して地域ぐるみで助け
合う会員システムです。運営は市町で行っています。

利用方法は

利用するには会員登録が必要ですので、各市町のフ
ァミリー・サポート・センターにお問い合わせ下さい。

〈実施地区〉

金沢市ファミリー・サポート・センター ☎(076)243-3410

金沢市教育プラザ富樫内

七尾市ファミリー・サポート・センター ☎(0767)52-1476

親子ふれあいランド内

こまつファミリー・サポート・センター ☎(0761)58-1212

こまつアズスクエア1F カブッキーランド内

輪島市ファミリー・サポート・センター ☎(0768)22-8031

輪島市子育て支援センター

珠洲市ファミリー・サポート・センター ☎(0768)82-5479

すずキッズランド

かがファミリー・サポート・センター ☎(0761)75-7933

親子ほっとステーション内

羽咋市ファミリー・サポート・センター ☎(0767)22-0066

羽咋市こども課

かほく市ファミリー・サポート・センター ☎(076)283-0205

かほく市こども家庭センター内

白山市ファミリー・サポート・センター ☎(076)274-8137

白山市子育て支援センターげんきっこ

能美市ファミリー・サポート・センター ☎(0761)58-6230

能美市子育て支援センター

野々市市ファミリー・サポート・センター ☎(076)248-4634

野々市市子育て支援センター菅原

川北町ファミリー・サポート・センター ☎(076)277-1314

川北町児童館

津幡町ファミリー・サポート・センター ☎(076)288-6283

津幡町社会福祉協議会

内灘町ファミリー・サポート・センター ☎(076)238-3233

内灘町子育て支援センター

志賀町ファミリー・サポート・センター ☎(0767)32-9122

志賀町子育て支援課

- 宝達志水町ファミリー・サポート・センター ☎(0767)28-5526
宝達志水町子育て応援室
- 中能登町ファミリー・サポート・センター ☎(0767)72-3932
中能登町健康保険課こども家庭センター
- 穴水町ファミリー・サポート・センター ☎(0768)52-3210
穴水町こども家庭センター内
- 能登町ファミリー・サポート・センター ☎(0768)62-8513
能登町健康福祉課

※利用料など詳細は各センターへお問い合わせ下さい。

⑦ベビーシッター

どんなもの

家庭の事情で子どもを見てほしいときでも、その内容によっては保育所等では対応できないことがあります。このようなときにその家庭の育児方針を大切にしながら、保護者が留守もしくは用事のある間、安全に愛情をもって個別に子どもの世話をしてくれるのがベビーシッターです。

〈サービス内容の一例〉

- ・赤ちゃんや上の子のお世話（沐浴、おむつ交換、食事、遊びなど）
- ・産後ケア
- ・保育所、幼稚園等の送迎
- ・家事一般の代行 など

利用方法は

直接ベビーシッター会社で受け付けています。

〈実施事業者〉

県ホームページでは県が定めた一定の基準を満たした家事代行・ベビーシッター事業者を紹介していますのでご参照ください。



⑧ショートステイ（短期宿泊）

どんなもの

子育て中の保護者が病気になったときや出産のとき、また、家族の看護などの非常時に、近くに子どもを見てくれる人がいなくて困ることがあります。このようなときに短期間（7日以内）の宿泊を含めて子どもを預かってくれるのがショートステイで、次の児童養護施設、乳児院及び里親宅などで行われています。※里親とは、いろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを自分の家庭に迎え入れて養育する人のことです。

利用方法は

次の市町の児童福祉担当課で受け付けています。

☞資料59ページ

※実施施設の受入状況等によっては、利用できない場合もあります。

詳細は各市町担当課にお問い合わせください。

〈利用料金〉

ひとり親世帯などの家庭状況により利用料金が異なりますので、各市町にお問い合わせください。

〈実施施設〉

（2歳以上児）

こども家庭支援センター金沢

金沢市平和町3-23-5（享誠塾敷地内）

育松園

小松市額見町ら2番地4

伊奈美園ファミリーステーションいなみえん

加賀市片山津温泉井6

あすなろ学園

鳳珠郡穴水町字志ヶ浦15字1-3

（2歳未満児）

聖霊乳児院

金沢市長町1-5-46

ななお乳児園

七尾市津向町八部35-5

ミニ情報

〈親子ショートステイ事業〉

子育ては24時間、特に夜間は不安や負担感も高まります。白山市に親子で宿泊しながら相談支援を受けることができる短期滞在施設ができました。

白山市内在住で、おおむね生後6カ月から5歳までの児童とその保護者1人が対象です。

※詳しくは白山市役所ホームページを参照



⑨トワイライトステイ（夜間預かり）等

どんなもの

子育て中の家庭で仕事などが夜間や子どもの休日に及ぶ場合に子どもの保育ができずに困ることがあります。このようなときに子どもを預かってくれるのがトワイライトステイで、次の児童養護施設、乳児院、保育所及び里親宅などで行われています。

妊娠中の方、子育て中のお父さん、お母さん

マイ保育園に登録しませんか

保育所などが子育てを応援します



妊娠・出産前



出産



3歳未満程度まで

「マイ保育園」に登録
※登録はお近くの保育所等へ

登録すると一時保育（半日3回まで）が無料になります

出産前の育児不安の軽減

身近に相談相手がいる安心感

リフレッシュで育児に専念

身近な保育所等

子育て支援コーディネーターがお手伝いします

- 乳幼児の生活を見学
- 育児体験（おむつ替え・授乳・沐浴・手遊びなど）

- 保育士による育児相談
- 子育て支援プランの作成

子育て支援の拠点です！

- 一時保育の利用
- 保育所行事への参加

- 看護師・保健師による健康相談

お問い合わせは…「石川県少子化対策監室」TEL（076）225-1497又はお住まいの市町保育担当課まで

※里親とは、いろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを自分の家庭に迎え入れて養育する人のことです。

利用方法は

次の市町の児童福祉担当課で受け付けています。

☎資料59ページ

※実施施設の受入状況等によっては、利用できない場合もあります。

詳細は各市町担当課にお問い合わせください。

〈利用料金〉

ひとり親世帯などの家庭状況や受入時間帯により利用料金が異なりますので、各市町にお問い合わせ下さい。

〈実施施設〉

こども家庭支援センター金沢

金沢市平和町3-23-5 (享誠塾敷地内)

野町保育園

金沢市野町3-24-32

聖霊乳児院

金沢市長町1-5-46

ななお乳児園

七尾市津向町八部35-5

育松園

小松市額見町2番地4

伊奈美園ファミリーステーションいなみえん

加賀市片山津温泉井6

あすなろ学園

鳳珠郡穴水町字志ヶ浦15字1-3

⑩放課後児童クラブ

どんなとこ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休み等に、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成と保護者の就労と子育ての両立を支援するところが、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という）です。

利用方法は

各地域のクラブで受け付けています。

☎資料36ページ～

- 対象児童 小学生を対象にしています。
クラブによっては、障害のある子どもを受け入れているクラブもあります。
- 開所日・開所時間
各クラブで、地域の実情や児童・保護者のニーズにより、対応しています。
開所日としては、平日、土曜日、春・夏・冬休みなどの長期休業期間となります。
(土曜日は開所していないクラブもあります。)
- 利用料金 1人月額 5,000～10,000円程度が多い
(長期休業期間は異なる場合があります。)
(市町や施設によって異なります。)
子どもの人数及び所得によって利用料が無料又は軽減となる場合があります。
詳しくは各市町の放課後児童クラブ担当課へお問い合わせください。

〈留意事項〉

この手帳に掲載のクラブは、国が定めた放課後児童健全育成事業の基準に沿って市町が基準（面積、職員・運営の重要事項等）を定め、その基準に適合する形で市町（又は市町から委託を受けた団体）が運営しています。

なお、「民間学童」などの名称で、習い事、学習教室等と合わせて、放課後等の預かりサービスを行っている民間事業者がありますが、これらは民間事業者の独自の運営方針で運営されていますので、ご利用に際しては各事業者に十分内容確認のうえご利用することをおすすめします。

ミニ情報

石川県放課後児童クラブ団体連絡協議会

放課後児童クラブの充実・拡大のため、県内の市町担当課や放課後児童クラブなどを会員として、会員相互の連携を図ることを目的としています。

県内の放課後児童クラブ全体の質の向上を図るため、石川県から委託を受け、放課後児童支援員等の専門的な知識や技術の向上を目的とした研修や、資格を認定する研修を開催しています。

⑪臨時保育室

どんなもの

育児中の方々の社会参加を支援するため、イベントなどの会場でお子さんを預かるのが臨時保育室です。

利用方法は

利用されたい方は、イベント主催者にご確認下さい。
開設したい方（イベント主催者等）は、いしかわ結婚・子育て支援財団へご相談下さい。

☎(076)255-1543

ミニ情報

〈物品の貸出〉

地域の子育てイベントや子育てサークル活動、育児教室などに、着ぐるみや積み木、大型絵本などを無料で貸し出します。



〈「移動式赤ちゃんの駅テント」の貸し出し〉

子育てイベント等の開催時に、授乳やおむつ替え等できるテントを貸し出します。



〈育児サポーター・保育ママ〉

育児中の方々等の社会参加を支援するため、当財団の子育て支援活動事業にご協力いただける方を登録しています。

●資格

- ・育児サポーター
保育士や幼稚園教諭等の資格をお持ちの方
- ・保育ママ
養成講座（当財団主催）を受講した方

●主な仕事

- ・認定こども園や保育所等の施設を開放して行われる育児教室の企画・実施の協力
- ・育児サークル活動の支援
- ・イベント会場での臨時保育 など

●登録方法

毎年、3月～4月に受付・登録しています。

〈問合せ先〉

いしかわ結婚・子育て支援財団

☎(076)255-1543

